

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ支援加算を活用した賃金改善について（規定）

1, 介護職員処遇改善加算について

介護職員の定期昇給の原資とする。 <2009年10月21日 常勤理事会>

2, 介護職員等特定処遇改善加算について<2019年8月16日 常勤理事会>

① a グループの正職員の基本給は平均で月額 8,600 円、パートは平均で時給 50 円を加算する。また定年を 60 歳から 65 歳に延長したことにより現在の介護福祉士の契約職員について月額 15 万円の基本給を 60 歳時の基本給に戻す際
の原資とする。

② b グループの正職員の基本給は平均で月額 4,300 円、パートは平均で時給 25 円を加算する。また定年を 60 歳から 65 歳に延長したことにより現在の介護福祉士の契約職員について月額 15 万円の基本給を 60 歳時の基本給に戻す際
の原資とする。

③ c のグループの正職員の基本給は平均で月額 1,500~1,000 円、パートは平均
で時給 10 円を加算する。

④残額が生じた際は 3 月末に一時金として支給する。

⑤各グループについて

1) a グループ（経験・技能のある介護職員）

介護福祉士の資格を有し、当法人、他法人での介護福祉士としての勤務年数を含
め 6 号棒以上の職員とする。当法人での介護福祉士として経験年数は 10 割換算、
他法人での経験年数は 9 割換算とし 1 年 1 号棒換算とする。

2) b グループ

a グループ以外の介護職員

3) c グループ

a b グループ以外の介護職。ただし医療系の介護職は除く。

3, 介護職員等ベースアップ支援加算 <2022年8月2日 常勤理事会>

介護処遇改善支援補助金（介護職員等ベースアップ等支援加算）

①地域密着介護手当（介護） 6000 円（常勤換算で支給）

②地域密着介護補助手当（介護職以外） 2000 円（常勤換算で支給）

4, 備考

加算の残高がある場合は一時金で支給する。

この改廃は常勤理事会で行う。

以上